令和４年９月２１日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局
運航労務監理官

（１）行政処分等の年月日	令和元年８月２２日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社中禅寺観光センター
（３）処分等の種類	文書指導
（４）原因となった事故等の概要	令和元年５月５日に栃木県日光市の中禅寺湖において、運航船「QUEENRESORT CHUZENJI」が釣船と衝突する事故が発生した。 監査の結果、事故当時に小型船舶操縦者免許証の有効期限が切れていたこと、安全管理体制が十分でないことを確認した。
（５）処分等の内容	○小型船舶操縦者免許証等の有効期限がある法定書類について、適切な管理を行うこと。 ○安全管理規程を営業所に備え置くこと。 ○安全管理規程の全ての事項を熟読した上で、同規程の内容と現状とが合致するよう規程の変更（届出）を行うとともに、運航に関係する社員全員に対して、安全管理規程を熟知するための再教育を徹底すること。 ○運航管理補助者を選任すること。 ○気象・海（水）象情報を入手し、船長及び運航管理者がその情報を共有し協議のうえ、運航の可否判断を行うこと。 ○発航前点検、船舶の整備・点検を実施した際には、点検簿に記載する。 ○運航に関わる社員全員に対して、安全教育、訓練等を実施（もしくは参加）し、記録簿に記載すること。 ○船舶に速力基準表を掲示すること。 ○救命胴衣の着用方法が船内に掲示されていないが、船内には十分なスペースが無いことから、乗船前までに着用方法の説明を確実に行うこと。 ○子供用救命胴衣を備え置くこと。

	◯非常連絡表を営業所に掲示すること。 ◯菖蒲ヶ浜～松ヶ崎を結んだ東側を航行する際は、安全な速力で航行するとともに、八丁出島先端付近を航行する際は、減速し大きく回るようにする。このことは他の船長にも周知徹底すること。